第1. 設計業務の成果品

(1) 設計体制及び設計業務に係る届出

事業者は、設計業務の管理技術者を配置し、組織体制と合わせて設計業務の着手前に次の書類を本市に提出し、確認を受けること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

	設計業務着手時の提出書類
1	設計業務着手届
2	管理技術者届(設計経歴書を添付のこと。)
3	担当技術者・協力技術者届
4	設計計画書(詳細工程表を含む。)

	基本設計及び実施設計完了時の提出書類
1	設計業務完了届(基本設計)
2	設計業務完了届(実施設計)

(2) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

基本設計終了時及び実施設計終了時に次の書類を提出すること。本市は内容を確認し、その結果 (是正箇所がある場合には是正要求も含む。)を通知する。

なお、提出時の体裁等については、別途本市の指示するところによる。

	基本設計の提出書類
1	基本設計説明書
2	意匠設計資料(外観・内観パース、設計資料 A3 縮小版含む)
3	構造設計資料
4	設備設計資料(電気設備、機械設備、昇降機設備)
5	設備のリスト及びカタログ
6	工事費概算書
7	要求水準書との整合性の確認結果報告書
8	事業提案書との整合性の確認結果報告書
9	打合せ記録簿等、その他必要資料
10	上記のすべてのデジタルデータ (CAD データも含む。)

	実施設計の提出書類
1	実施設計説明書(概略工事工程表及び主な工事監理のポイントを含む)
2	意匠設計図
3	構造設計図・構造計算書
4	設備設計図(電気設備、機械設備、昇降機設備)
5	設備のリスト及びカタログ
6	外観・内観パース(額付)
7	工事費積算内訳書・積算数量調書
8	要求水準書との整合性の確認結果報告書
9	事業提案書との整合性の確認結果報告書
10	交付金等申請に係る資料
11	近隣住民説明に係る資料

12	確認申請書類、諸官庁届出書類
13	設計住宅性能評価書
14	打合せ記録簿等、その他必要図書
15	上記のすべてのデジタルデータ (CAD データも含む。)

(3) 設計業務に係る留意事項

本市は、事業者に設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取することができるものとする。 なお、事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本市から提供を受けた関連資料を、 当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。ただし、当該資料については、長崎市情報公開条 例に基づき、情報公開文書の対象となることに留意すること。

第2. 建設・工事監理業務の成果品

(1) 工事監理計業務に係る書類の提出

事業者は、建設工事着工前に、次の書類とともに、工事監理主旨書(工事監理のポイント等)、 詳細工程表(総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記)を含む工事監理計画書等を作成し、 本市に提出すること。

	工事監理に係る提出書類
1	工事監理業務着手届
2	工事監理者選任届(経歴書を添付)
3	工事監理体制届
4	工事監理計画書

(2) 建設業務に係る書類の提出

ア. 着手前

事業者は、建設工事着工前に、次の内容を含む施工計画書を作成し、本市に提出すること。なお、工事の進捗に伴う書類の追加を適宜行うこと。

	施工前の提出書類
1	工事着工届
2	現場代理人及び監理技術者届(経歴書を添付)
3	工事実施体制届
4	工事工程表
5	工種別施工計画書一覧
6	各種検査内容とそのスケジュール
7	施工体系図・施工体制台帳
8	施設整備に関する地域経済への貢献金額に係る資料
9	上記のすべてのデジタルデータ

イ. 工事中

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、 本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

事業者は、工事期間中に次の書類を、工事の進捗状況に応じて、遅滞なく本市に提出すること。

	施工中の提出書類
1	工事工程表
2	工事報告書
3	工事監理報告書
4	その他必要書類
5	上記のすべてのデジタルデータ

ウ. 完成時

事業者は、本市による完成確認の通知に必要な次の完成図書を提出すること。なお、提出時の体裁等については、別途本市の指示するものとする。

	完成時の提出書類
1	工事完了届
2	工事記録写真
3	完成図(建築)
4	完成図(電気設備)
5	完成図(機械設備)
6	完成図(昇降機)
7	設備のリスト及びカタログ
8	完成調書(建築概要、構造・電気・機械・昇降機設備の仕様等含む)
9	完成写真
10	工事費內訳書
11	品質管理・安全管理報告書
12	各種試験成績書・報告書
13	空気環境測定結果報告書
14	要求水準書との整合性の確認結果報告書
15	事業提案書との整合性の確認結果報告書
16	交付金等実績報告に係る資料
17	各種許認可申請図書
18	建設住宅性能評価書
19	その他必要書類(承諾願の写し:仮設計画書、工事記録写真撮影計画
	書、総合施工計画書、主要資機材一覧表、機器承諾願、残土処分計画
	書、産業廃棄物処分計画書、再資源利用(促進)計画書、主要工事施工
	計画書、生コン配合計画書 等)
20	上記のすべてのデジタルデータ

[※]承諾願については、建設企業が工事監理者に提出してその承諾を受けた後、写しを事業者が本市に提出・報告するものとする。